

自主規制モニター会議議事要旨（2022年3月8日）

I. 日時：

2022年3月8日（火）16時00分～18時00分

II. 場所：

オンライン会議（日本公認会計士協会 公認会計士会館4階 403AB会議室）

III. 出席者：

○ 自主規制モニター会議委員（五十音順）

小林麻理委員、園 マリ委員、平野 剛委員、松野正人委員、三宅 弘委員、宮園雅敬委員、森本 学委員、山浦久司委員

○ 日本公認会計士協会

手塚正彦（会長）、小暮和敏（副会長）、柳澤義一（副会長）、佐藤久史（専務理事）、林 敬子（常務理事）、廣田壽俊（常務理事）、伏谷充二郎（常務理事）
（下線：途中退出）

IV. 議事要旨：

1. 自主規制の活動報告（運営状況）

品質管理レビュー制度、個別事案審査制度及び審査申立て制度の運営状況、及び公認会計士・監査審査会の行政処分勧告又は金融庁の処分が行われた監査事務所に係る対応状況について、担当役員から報告があった。

2. 自主規制の活動報告（論題）

(1) 公認会計士・会計監査に関する議論の状況

① 金融庁金融審議会公認会計士制度部会の状況、公認会計士法改正の動向

金融庁金融審議会公認会計士制度部会における議論の状況について、公表資料（金融審議会「公認会計士制度部会」報告（概要）（2022年1月4日金融庁公表））に基づき、協会会長から説明があった。

② 関連する協会の取組

①に関連する上場会社の監査品質の維持・向上のための協会の取組について、協会会長から説明があった。

(2) その他

監査意見不表明、不正会計の頻発など、協会の問題意識について、協会会長から説明があった。

3. 意見交換

上記1及び2に関連して、以下のような意見があった。

(1) 自主規制各制度の運営状況について（1 関係）

① 個別事案審査制度関係

- 協会等における処分等の有無は、監査役等による監査人の再任評価の重要な判断要素の一つであり、参考になる適時のディスクロージャーがあれば望ましい。

② 品質管理レビュー制度関係

- 公認会計士の専門性、監査品質の向上は社会的なミッションである。品質管理レビューはこれを担保するための制度であるにもかかわらず、そのことを理解せず、品質管理レビューに対応しない事例も見受けられる。品質管理を行っていくことの社会的重要性の周知徹底により、会員の認知を高めていくことが肝要である。

(2) 公認会計士・会計監査に関する議論の状況について（2 (1) 関係）

- 上場会社の監査に関する法律上の登録制度が導入され、登録の際の適格性の審査を協会が担うことになるが、個別事案審査や品質管理レビューの結果が登録の当否に影響を与えるのであれば、問題事案の事前抑制及び透明性確保の観点から、例えば、判断基準や判断要素といったものについて、ある程度一般に共有することを検討してはどうか。
- ルールベースの規制があまりに強まれば、形式的な基準を充足する方向にいく懸念があり、必ずしも監査事務所のレベルアップに繋がらないのではないかと。プロフェッショナル同士の自主規制の仕組みは極めて重要である。
- 自主規制をいかにうまく機能させるかが協会の自律性を維持・発展させる方向付けと考える。上場会社の監査品質の維持・向上に向けた中小監査事務所の基盤強化の支援や情報開示の充実に係る協会の取組に期待する。
- 公認会計士法改正の議論は、自主規制を尊重する方向に落ち着いたが、協会にはメリハリの利いた効果的な自主規制を行っていくことが求められる。実務に就いている公認会計士においても、自主規制の意義・重要性を改めて肝に銘じ、自

らの業界の将来に関わることだということを再認識する必要がある。

- 「監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し」に関連して、協会の女性会計士の活躍に係る取組についても積極的に進めてもらいたい。今回の会議の主要な流れからは外れるが、公認会計士法改正の論点に関連するテーマでもあることから、その取組状況について当会議でも報告して欲しい。

(3) 不正会計について（2(2)関係）

- 入念に仕組まれた場合や外部に共謀者がいるような場合は発見・防止がなかなか難しいと感じる一方で、市場の期待に応えるためには、不正事案に対して少しでも対応を上げる真摯な努力をしていかなければならない。三様監査の連携は非常に重要であり、連携の中に、経営者の不正、高いレベルでの統制の危うさを把握する端緒がある。また、非財務情報の開示を通じて、会社、経営者の姿勢が現れる部分もあるため、連携を深め、より広く会社全体を把握する努力を続けていく必要がある。
- 不正会計は大きく捉えると内部統制の無効化リスクが顕在化したとみることができ、三様監査は無効化の兆候を嗅ぎ取るために大変重要である。財務面の流れ、内部統制を執行サイドから見ている部門の見方、第三者的立場から見ている監査役等から見方、これら3つの側面から知恵を出し合い、どこで不正のトライアングルに入ったのかを突き詰め、内部統制の無効化リスクを防止していくことが極めて重要である。
- 不正会計の巧妙化・悪質化が進む中、海外に比して日本の企業に対する罰則は軽いといった観点からの議論もこれから出てくるのではないか。
- 基本的なこととして、開示者である企業に一番の責任があるということをより徹底すべきではないか。日本の場合は、会計監査人や証券会社、取引所といったプロフェッショナルの責任において、一般投資家に全く不安のない形で開示情報が提供されるべきとの社会的な要求が強いが、そういった風潮が不正会計の防止に役立つかという点必ずしもそうではない。監査人に責任の一端がある場合もあれば、そうでない場合もあり、メリハリをつけ、世間にも理解してもらえるようにしていく必要があるのではないか。

以 上

お問い合わせ先

日本公認会計士協会 自主規制本部

E-mail : monitor@sec.jicpa.or.jp